

南海トラフ地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域

自治体名	区域
横浜市鶴見区	扇島、安善町1丁目、安善町2丁目、末広町1丁目、末広町2丁目、寛政町、大黒町、大黒ふ頭、生麦一丁目、生麦二丁目
横浜市神奈川区	守屋町1丁目、守屋町2丁目、守屋町3丁目、守屋町4丁目、宝町、恵比須町、子安通1丁目、子安通2丁目、子安通3丁目、新浦島町1丁目、新浦島町2丁目、千若町1丁目、千若町2丁目、千若町3丁目、出田町、浦島町、新町、東神奈川二丁目、神奈川本町、幸ヶ谷、青木町、鈴繫町、瑞穂町、橋本町1丁目、橋本町2丁目、橋本町3丁目、山内町、星野町、栄町、大野町、金港町、鶴屋町2丁目、鶴屋町3丁目、神奈川一丁目、神奈川二丁目
横浜市西区	楠町、北幸一丁目、北幸二丁目、南幸一丁目、南幸二丁目、高島一丁目、高島二丁目、みなとみらい一丁目、みなとみらい二丁目、みなとみらい六丁目、平沼一丁目
横浜市中区	新港一丁目、新港二丁目、海岸通1丁目、海岸通2丁目、海岸通3丁目、海岸通4丁目、海岸通5丁目、山下町、新山下一丁目、新山下二丁目、新山下三丁目、本牧ふ頭、錦町、南本牧、豊浦町、千鳥町、北仲通5丁目、北仲通6丁目
横浜市磯子区	鳳町、原町、磯子一丁目、新磯子町、新森町、新中原町、新杉田町、杉田五丁目
横浜市金沢区	鳥浜町、白帆、幸浦一丁目、幸浦二丁目、柴町、八景島、海の公園、平潟町、洲崎町、瀬戸、六浦一丁目、柳町、乙舳町、野島町、昭和町
横須賀市	浦郷町一丁目（64番及び65番の各区域に限る。）、浦郷町三丁目（市道190号線又は市道194号線から海側の区域に限る。）、箱崎町、楠ヶ浦町、泊町、猿島、走水一丁目（市道2209号線、市道2210号線又は市道2188号線から海側の区域に限る。）、東浦賀一丁目（県道209号観音崎環状線から海側の区域に限る。）、東浦賀二丁目（市道2416号線又は市道5288号線から海側の区域に限る。）、浦賀四丁目（県道208号浦賀港線から海側の区域に限る。）、浦賀七丁目（市道2064号線から海側の区域に限る。）、西浦賀一丁目（市道590号線、市道2064号線又は市道2072号線から海側の区域に限る。）、長瀬一丁目（市道4693号線から海側の区域に限る。）、長瀬三丁目（市道4356号線又は市道4693号線から海側の区域に限る。）、久里浜七丁目（市道4332号線から海側の区域に限る。）、久里浜八丁目（県道211号久里浜港久里浜停車場線から海側の区域に限る。）、久里浜九丁目（1番及び2番の区域に限る。）、野比二丁目（一般国道134号又は県道212号久里浜港線から海側の区域に限る。）、野比三丁目（県道2

	<p>12号久里浜港線から海側の区域に限る。)、野比五丁目(県道212号久里浜港線から海側の区域に限る。)、長沢一丁目(一般国道134号から海側の区域に限る。)、長沢二丁目(一般国道134号から海側の区域に限る。)、津久井一丁目(一般国道134号から海側の区域に限る。)、津久井二丁目(一般国道134号から海側の区域に限る。)、秋谷(一般国道134号から海側の区域に限る。)、秋谷一丁目(市道4513号線又は市道4517号線から海側の区域に限る。)、秋谷二丁目(市道4501号線又は市道4507号線から海側の区域に限る。)、秋谷三丁目(一般国道134号又は市道4501号線から海側の区域に限る。)、芦名一丁目(市道1629号線、市道4126号線、市道4128号線又は市道5884号線から海側の区域に限る。)、佐島一丁目(県道213号佐島港線、市道4063号線又は市道4066号線から海側の区域に限る。)、佐島三丁目(県道213号佐島港線から海側の区域に限る。)、長坂一丁目(2番から4番までの各区域に限る。)、長坂二丁目(1番から6番までの各区域に限る。)、御幸浜、長井一丁目(2番から29番までの各区域に限る。)、長井二丁目(海岸線から50m以内の区域に限る。)、長井三丁目(市道3674号線、市道3723号線、市道3775号線、市道3776号線又は市道3806号線から海側の区域に限る。)、長井四丁目(海岸線から50m以内の区域に限る。)、長井五丁目(市道3828号線から海側の区域に限る。)、長井六丁目(市道3895号線又は市道4778号線から海側の区域に限る。)</p>
平塚市	<p>龍城ヶ丘(一般国道134号以南の区域に限る。)、袖ヶ浜(一般国道134号以南の区域に限る。)、高浜台(一般国道134号以南の区域に限る。)、千石河岸(平塚新港及び相模川堤外地の各区域に限る。)、須賀(相模川堤外地に限る。)、馬入(相模川堤外地に限る。)、八幡(相模川堤外地に限る。)、四之宮(相模川堤外地に限る。)</p>
鎌倉市	<p>材木座一丁目、材木座二丁目、材木座三丁目、材木座四丁目、材木座五丁目、材木座六丁目、大町一丁目、小町一丁目、由比ガ浜一丁目、由比ガ浜二丁目、由比ガ浜三丁目、由比ガ浜四丁目、御成町、長谷一丁目、長谷二丁目、長谷三丁目、坂ノ下、極楽寺一丁目、極楽寺二丁目、稲村ヶ崎一丁目、稲村ヶ崎二丁目、稲村ヶ崎三丁目、七里ガ浜東一丁目、七里ガ浜東二丁目、七里ガ浜一丁目、七里ガ浜二丁目、腰越一丁目、腰越二丁目、腰越三丁目</p>
藤沢市	<p>江の島一丁目、江の島二丁目、片瀬海岸一丁目、片瀬海岸二丁目、片瀬海岸三丁目、片瀬四丁目、片瀬五丁目、鵜沼松が岡一丁目、鵜沼海岸二丁目、鵜沼海岸三丁目、鵜沼海岸四丁目、鵜沼海岸五丁目</p>
小田原市	<p>根府川(一般国道135号以东の区域に限る。)、早川一丁目(小田原漁港の区域に限る。)</p>
茅ヶ崎市	<p>中島(湘南シーサイドカントリー倶楽部西部(相模川河川区域)の区域に</p>

	限る。)
逗子市	逗子二丁目、逗子三丁目、逗子四丁目、逗子五丁目、逗子六丁目、逗子七丁目、桜山七丁目、桜山八丁目、桜山九丁目、小坪三丁目、小坪四丁目、小坪五丁目、小坪六丁目、新宿一丁目、新宿二丁目、新宿三丁目、新宿五丁目
三浦市	晴海町(市道33号線以南の区域及び市道1160号線と市道33号線に囲まれた区域に限る。)、向ヶ崎町(市道33号線と市道1136号線に囲まれた区域、市道33号線と市道1137号線に囲まれた区域、県道215号上宮田金田三崎港線と市道1114号線に囲まれた区域並びに県道215号上宮田金田三崎港線、市道33号線、市道1134号線、市道1135号線及び市道1138号線に囲まれた区域に限る。)、諏訪町(県道215号上宮田金田三崎港線、市道1103号線、市道1103-1号線、市道1107号線及び市道1109号線に囲まれた区域に限る。)、三崎一丁目(県道215号上宮田金田三崎港線と市道1172号線に囲まれた区域、県道215号上宮田金田三崎港線、市道1326号線及び市道1332号線に囲まれた区域並びに県道215号上宮田金田三崎港線、市道1331号線及び市道1338号線に囲まれた区域に限る。)、三崎二丁目(県道215号上宮田金田三崎港線と市道1347号線に囲まれた区域、県道215号上宮田金田三崎港線と市道1364号線に囲まれた区域、県道215号上宮田金田三崎港線と市道1371号線に囲まれた区域並びに県道215号上宮田金田三崎港線、市道1347号線、市道1348号線、市道1360号線、市道1363号線及び市道1371号線に囲まれた区域に限る。)、三崎三丁目(県道215号上宮田金田三崎港線と市道1364号線に囲まれた区域、県道215号上宮田金田三崎港線、市道1371号線及び市道1373号線に囲まれた区域、県道215号上宮田金田三崎港線、市道1373号線、市道1375号線及び市道1376号線に囲まれた区域並びに県道215号上宮田金田三崎港線、市道1375号線及び市道1388号線に囲まれた区域に限る。)、三崎五丁目(市道1464号線以北及び市道1486号線以北を除く区域に限る。)、海外町(市道35号線、市道1413号線、市道1424号線及び市道1426号線に囲まれた区域に限る。)、三崎町諸磯(市道35号線と市道1261号線で囲まれた区域、市道35号線以西かつ市道35号線及び市道1235号線の交点と三崎漁港諸磯2号護岸の南端を結んだ線に囲まれた区域、市道28号線、市道35号線、市道1235号線及び1235-1号線で囲まれた区域、旧県営三崎住宅の敷地並びに市道28号線以北の市営諸磯住宅の敷地の区域及びそこから三崎漁港諸磯1号護岸までの区域に限る。)、三崎町小網代(県道216号油壺線(市営油壺駐車場までの区域に限る。)、市道35号線及び市道705号線に囲まれた区域(標高10m以下の区域に限る。))並びにシーボニアマリーナ(マンション及び管

	<p>理事務所の敷地を除く区域に限る。)の区域に限る。)、三崎町城ヶ島(城ヶ島内城ヶ島大橋取付道路以北の区域に限る。)、初声町三戸(市道17号線、市道527号線及び市道529号線に囲まれた区域に限る。)、初声町下宮田(市道426号線及び市道434号線に囲まれた区域並びに市道434号線、市道436号線及び市道444号線に囲まれた部分に限る。)、初声町入江(県営シーサイドタウン、県立三浦臨海高等学校、三浦市総合体育館及び初声市民センターの敷地を除く区域に限る。)、初声町和田(入江北側水路、市道13号線及び市道295号線に囲まれた区域に限る。)</p>
三浦郡葉山町	<p>堀内(県道207号森戸海岸線以西の区域、県道207号森戸海岸線以東かつ町道360号線以北かつ町道350号線以西の区域及び町道350号線以東かつ町道360号線以北かつ町道347号線又は町道359号線以西かつもとまちユニオン葉山店以南の区域に限る。)、一色(県道207号森戸海岸線以西の区域に限る。)、下山口(一般国道134号以西の区域及び一般国道134号以東かつ上原橋以南の下山川沿い(町道662号線上及び町道663号線上の区域に限る。))の区域に限る。)</p>
中郡大磯町	<p>高麗一丁目(金目川の区域に限る。)、高麗二丁目(金目川の区域に限る。)、高麗三丁目(一般国道1号以北の金目川の区域、一般国道1号以南の金目川の区域及び一般国道1号以南の県道62号平塚秦野線の区域に限る。)、東町一丁目(一般国道134号から相模湾側の区域に限る。)、東町二丁目(一般国道134号から相模湾側の区域に限る。)、大磯(一般国道134号又は一般国道1号西湘バイパスから相模湾側の区域(町道東小磯36号線以南の鴨立川の区域に限る。))に限る。)、東町三丁目(一般国道134号から相模湾側の区域に限る。)、東小磯(一般国道1号西湘バイパスから相模湾側の区域に限る。)、西小磯(一般国道1号西湘バイパスから相模湾側の区域に限る。)、国府新宿(一般国道1号西湘バイパスから相模湾側の区域に限る。)、国府本郷(一般国道1号西湘バイパスから相模湾側の区域並びに一般国道1号、一般国道1号西湘バイパス及び葛川又は不動川に囲まれた区域に限る。)</p>
中郡二宮町	<p>二宮(一般国道1号西湘バイパスから相模湾側の区域に限る。)、山西(一般国道1号西湘バイパスから相模湾側の区域に限る。)、川匂(一般国道1号西湘バイパスから相模湾側の区域に限る。)</p>
足柄下郡真鶴町	<p>真鶴(字埋立、字海岸(県道739号真鶴半島公園線から陸側標高10m以下の区域に限る。)、字鷗(県道739号真鶴半島公園線から陸側標高10m以下の区域に限る。)、字宮前(県道739号真鶴半島公園線から陸側標高10m以下の区域に限る。)、字真崎(岩漁港の区域に限る。))の各区域に限る。)</p>
足柄下郡湯河原町	<p>土肥三丁目(千歳川河川区域に限る。)、門川(千歳川河川区域に限る。)、中央五丁目(真砂橋以南の新崎川河川区域に限る。)、吉浜(真</p>

	砂橋以南の新崎川河川区域及び一般国道135号真鶴道路以南の区域に限る。)、福浦(町道福浦中通り線以南の海岸線から30m以内の区域及び福浦港の区域に限る。)、福浦字カツラゴ(標高10m以下の区域に限る。)
--	---